

福岡県公報

平成二十一年四月三日
第二千九百五十号
増刊 ①

目次

告示 (第六百五十五号)

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示

示 (都市計画課) …………… 一

告示

福岡県告示第六百五十五号

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程(平成六年三月福岡県告示第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改め、同条第二項中「第一条第二項」を「第一条第四項」に改める。

第四条を次のように改める。

(貸付対象)

第四条 県は、法第一条第四項第一号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第十六条第一号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。

一 施行地区が最近年の国勢調査の結果による人口集中地区内又はこれに隣接する区域内にあり、かつ、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の

用途地域の区域内にあること。

二 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であり、かつ、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値が二以上であること。

三 都市計画において定められた街路で幅員が九メートル以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。なお、次に掲げる要件のいずれかに該当する街路にあっては、六メートル以上(施行地区の面積が五ヘクタール以上の事業にあつては、八メートル以上)のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

イ 特に防災に資する次に掲げるいずれかの街路

(一) 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)第二条第一項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路として定められている街路

(二) 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路として定められている街路

ロ 特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する次に掲げるいずれかの街路

(一) 都市計画法第十二条の五第二項及び同法第十二条の八に規定する地区整備計画、同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画の区域内の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要な街路

(二) 施行地区内及びその周辺の居住者等による教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設の有効な利用を確保するために必要な街路

四 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること

2 県は、法第一条第四項第一号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当す

る令第十六条第二号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等（個人施行者を除く。）に対し貸付けを行う。

一 施行地区の面積が五ヘクタール以上であること。

二 幅員が十二メートル以上の街路の新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の二十二パーセント以上であること。

四 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分（おおむね七十パーセント以上）を占め、又は一以上の住区（一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

3 県は、次に掲げる要件に該当する法第一条第四項第二号の土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。

一 第一項第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 施行地区の面積が〇・二ヘクタール以上であり、かつ、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値が一以上であること。

三 〇・一ヘクタール以上の面積の市街地再開発事業区又は高度利用推進区が設定されていること。

四 街路で幅員が六メートル（施行地区の面積が五ヘクタール以上の事業にあつては、八メートル）以上のもの新設又は変更に関する事業を含むこと。

五 第一項第四号に掲げる要件を満たすこと。

4 県は、法第一条第四項第三号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第二十条第一号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。

一 第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる要件を満たすこと。

二 前項第四号に掲げる要件を満たすこと。

三 〇・一ヘクタール以上の面積の景観計画区域が設定されていること。

5 県は、法第一条第四項第三号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当す

る令第二十条第二号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等（個人施行者を除く。）に対し貸付けを行う。

一 第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件を満たすこと。

二 第三項第四号に掲げる要件を満たすこと。

三 〇・一ヘクタール以上の面積の景観計画区域が設定されていること。
第五条第一項第一号中「六千四百円」を「二万百円」に、「二万三百円」を「二万六千七百円」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月一、三五〇円（税込・郵便料別）